

11月12日～11月25日は

『女性に対する暴力をなくす運動』 期間です

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

この運動は、市町村や関係団体との連携、協力のもと、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的としています。特に、女性に対する暴力の根底には、人権の軽視があることから、人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ります。

◆期 間：令和6年11月12日（火）～11月25日（月）までの2週間
（11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。）

◆主 唱 者：内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁

◆本県の取組：○ 市町村や支援団体の御協力のもと、県内各地で街頭啓発を実施
○ 広報ラジオ「県庁だより」による啓発
○ 県ジェンダー平等推進センター“りいぶる”において、
パープルリボンキャンペーンを実施
（別途令和6年11月1日付ジェンダー平等推進センター資料提供）

※詳細は別紙



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

（連絡先）

共生社会推進部 こども家庭局
多様な生き方支援課 生活支援班
担 当：山田
電 話：073-441-2493
内 線：2481